

◎新潟県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弥彦岩室線
- 3 道路の区域

| 区 間                    | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員   | 延 長      |
|------------------------|------|-------------|----------|
| 西蒲原郡弥彦村大字観音寺字道下292番1から | 新    | 7.4～9.6メートル | 94.6メートル |
| 同郡同村大字観音寺字道上432番1まで    | 旧    | 6.5～9.6メートル | 93.4メートル |